

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 15 年規則第 17 号）
新旧対照表（案）

現行	改正案
<p>（第 1 章から第 8 章の 2 まで省略）</p> <p>第 9 章 地球環境の保全 （第 1 節及び第 2 節省略）</p> <p>第 3 節 再生可能エネルギーの導入 （再生可能エネルギーの導入の検討及び報告）</p> <p>第 90 条の 2 （第 1 項及び第 2 項省略）</p> <p>3 条例第 146 条の 2 の規定による報告は、当該建築物について建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請又は<u>同法第 18 条第 2 項</u>に規定する計画の通知をする予定の日の 21 日前までに行うものとする。</p> <p>（以下省略）</p>	<p>（第 1 章から第 8 章の 2 まで省略）</p> <p>第 9 章 地球環境の保全 （第 1 節及び第 2 節省略）</p> <p>第 3 節 再生可能エネルギーの導入 （再生可能エネルギーの導入の検討及び報告）</p> <p>第 90 条の 2 （第 1 項及び第 2 項省略）</p> <p>3 条例第 146 条の 2 の規定による報告は、当該建築物について建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請又は<u>同法第 18 条第 2 項若しくは第 4 項</u>に規定する計画の通知をする予定の日の 21 日前までに行うものとする。</p> <p>（以下省略）</p>